

## 「取締役会議事録の電子化への道のり」

### — 目次 —

- 第 1 回 社内文書の電子化 商法改正による解禁～電子文書法の制定
- 第 2 回 電子化導入の進捗と課題
- 第 3 回 取締役会議事録と電子署名①

### 第 1 回 社内文書の電子化 商法改正による解禁～電子文書法の制定

平成 27 年 6 月 9 日  
牧野総合法律事務所弁護士法人  
弁護士 牧野二郎

これまでの電子文書法（通称「e-文書法」。「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」（通称「通則法」平成 16 年法律第 149 号）及び「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（通称「整備法」平成 16 年法律第 150 号）に基づく商法改正などにより、会社関係書類の電子化が可能となったにも関わらず、これを利用する企業はいまだ少ないのが現状である。

#### <紙への信頼>

従来からの書面による作成、備え付け、保存が主流で、最初の起案段階から電磁記録で作成する方法（ポーンデジタルといわれる方法）はおろか、従来のどおり書面を作成した後に、その書面を保管する場合に、書面を電子化する方法（スキャニングによる電子文書化）を利用して備え付け、保存をすることも認められているが、まだ十分には活用されていない。

電磁的記録として取締役会議事録を作成し、あるいは書面で作成した取締役会議事録をスキャニングして電子文書化する作業が進まないのは、企業の紙に対する信頼が極めて強く、他方で電子データの消失に対する不安が根強くあり、結局、書面の取り扱いが基本となっているという事実が考えられる。また、企業内部でこうした電磁記録を活用する電子化システム、社内ネットワークを展開する技術基盤が乏しく、その基盤構築コストがかかるとの悩みがあり、また、自社内で発生する各種のリスクに対するマネジメント対策も実装されていないこと、加えて、電子化することで得られる効率化に対する認識、理解が希薄で、経営陣の電子化の要請が弱いことなどの事情もある。

#### <26 年改正の目指すところ>

ところが、平成 26 年会社法改正では社外取締役の設置が義務化され、また、海外の投資家に対して、我が国企業の魅力ある姿勢を示す必要性から株主権の強化が計られ、また子会社を含む企業グループでの業務効率化、及びより強力なコンプライアンス、業務監

査が求められているが、それを実装する最も有効な手段が「IT」の徹底した利用であり、各種書面の「電子化」に他ならないことが明確になってきた。

こうした中で、新たな電子化サービスの一つとして「議事録の電子化サービス」（セコム㈱とその子会社セコムトラストシステムズ㈱）による「セコム議事録電子化サービス」などの展開が注目を集めている。このサービスは、IT 技術の高度化を背景とし、また、強靱なクラウドシステムを基盤として利用するもので、多くの企業が必要とする電磁的記録、電子化文書、各種電子データ類の作成を支援し、作成後の利活用を促進し、さらにはその後の長期保存も実現するという画期的なものである。

この「議事録電子化サービス」は、まず、取締役会議事録の作成、備え付け、保管、縦覧に供する作業等を内容とする。クラウド基盤を利用して、どこからでも、安全にアクセスし、電子署名を簡単に使える環境を作り、電磁的記録の本店での備え付けも実現し、10年以上の長期保存を実現する技術を提供する。これによれば、社内でのシステム構築の必要性はなく、会社内部での事故の発生から解放されることになる。

取締役、監査役が、電子署名を、責任をもって管理することができれば、限りなく安全な仕組みとなるはずだが、現時点では「電子署名」の理解は乏しく、「電磁的記録」といわれても何を意味するかが分からないのが現実であろう。

ここでは、こうした「議事録電子化サービス」の意味するもの、そして「電子署名」をはじめとする IT 技術にも触れながら、会社法施行規則に準拠したこのサービスに対する取締役、監査役各位の理解を深めるため、法的位置づけ、及び有効性、安全性などを検討することとした。

## <これまでの IT 技術の活用・電子化作業>

### 会社内書面の電子化の流れ

わが国の会社内文書の電子化は、14 年前の平成 13 年の商法の改正（平成 13 年 11 月 28 日法律第 128 号、平成 13 年 12 月 12 日法律第 149 号）により、解禁され、法制度としては実現可能なものとして位置づけられたのであった。この商法改正で、株主総会議事録の電子化（旧 239 条）、取締役会議事録の電子化（旧 260 条の 4、263 条など）、会社の計算書類の電子化（旧 281 条など）など、多数の会社内書面の電子化が導入されたのだった。

我が国では、こうした書面の電子化の動きは平成 12 年（2000 年）ころから急速に進められてきた。平成 12 年 11 月、IT 書面一括法（正式名称「書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律」平成 12 年 11 月 27 日法律第 126 号）により、書面交付に係る 50 の法律の改正が決定された。この法律は、書面の交付や書面による手続きを要するとしてきた法律に対して、書面に代わるデジタルデータの交付、利用を導入し、電子商取引を強力に推進する目的で定められたものである。従来の書面に代えて、書面交付の相手方の承諾を前提にしたうえで、ポーンデジタルのデータ提示（メールなどによる送信行為）を、書面として提示したものと同等に取扱い、迅速な処理を認めるものであった。これにより証券取引法、割賦販売法、薬事法など 50 の法律の法改正が実現し、書面の電子化が急速に進みだした。

この平成 13 年の商法改正を含めて、関連法規の一連の改正により、ポーンデジタルとよばれる方法、電子データにより作成され、書面にされることなく、デジタルデータとして利用されるデータ類の活用が許容されたのだが、これはあまり促進されなかった。他方では、起案段階では PC の中でデジタルデータの形で作成され、そのデータがメールで回覧され、取締役もそれに同意し、稟議が取れば紙に印刷して、改めて印鑑を使用して捺印する、という慣行が守られ、従

来紙で作成してきた各種書面と同様、書面としての世界は別枠として存続しつづけ、大きな変化はなかった。紙の世界は紙の世界で存在し、デジタルの世界はデジタルの世界で、という融合・統合のできない二元体制が存在することになった。

確かに、電磁的記録の作成が認められたといっても、法改正前の平成 13 年頃までは、会社の記録はほぼすべてが書面で作られてきているのであり、その後、デジタルデータが作られたとしても、書面の処理が確立している中では、平成 13 年を境にして、紙とデジタルに分断される結果となるため、スムーズな移行は実現されなかった。

### <デジタルデータ活用の広がり>

デジタルデータとした場合には、回覧、送付、返送、修正加工などが極めて容易であるうえ、検索性に優れ、業務効率化に最適であるとの指摘がなされ、その推進が強く言われつづけていた（経済産業省「文書の電子化・活用ガイド」

[http://www.meti.go.jp/policy/it\\_policy/e-doc/guide/e-bunshoguide.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/e-doc/guide/e-bunshoguide.pdf)

参照 平成 18 年 7 月にそれまでの成果等を集大成して作成・公開されたもの）。

平成 13 年の商法改正から、その後の平成 17 年施行の電子文書法の成立までの数年間は、書面は書面、デジタルはデジタルという二元主義ともいうべき世界が成立したままで、二つの世界の乖離は解消されてこなかったが、この時期には、書面の世界からデジタルの世界への乗り入れの要請、すなわち書面で作成した議事録等をスキャナーで読み取り、デジタルデータとするアナログからデジタルへの変換、アナログ変換ともいう作業が現実味を帯びることとなり、これによって初めてデジタルの世界への統合、一元管理が実現し、検索性、効率性が確保される可能性が示されてきた。こうした要請の強まりのなかで、書面を走査（ス

キャニング）して、文字情報を正確に読み取り、デジタルデータとして認識し、コンピュータにデジタルデータとして取り込む高度な技術と機器類（イメージ・スキャナー）、それを運用するアプリケーションなども提供されるに至り、業務文書のデジタル化が企業内で急速に推進されていった。

さらにイメージ・スキャナーで文書を読み込んだデータに対しても、自由自在に加工することが可能となり、電子署名も可能となる電子文書のフォーマットとして PDF（Portable document format という方式による portable document format file といわれるファイル形式）が ISO によって標準化され（2008 年 7 月）、汎用的な文書フォーマットとして活用されるようになった。

こうした技術的な進展により、従来の書面がデジタルデータ、電子化文書として利用される基盤が整備されていったのであった。

### <電子文書法（e-文書法）制度がスタート>

こうした変化を受け入れる形で、平成 17 年 4 月 1 日に施行されたのが、電子文書法である。

この電子文書法は、従来の書面を、書面のまま保管するのでは保管コストも大きく、検索が出来ない等の欠陥があることをふまえて、根本解決を目指したものであり、「書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行うことができる」（電子文書法 通則法 第 3 条 1 項）とした。これにより、当該書面を読み取った電磁的記録の保存を、当該書面の保存に代えて行うことができるのであるから、従来の書面は読み取りを終えた時点で廃棄処分しても良いことになった。

電磁的記録の保存がなされていれば、従来の紙文書の保存を同時に行う必要はなく、「電磁的保存に加えて書面による保存を義務付けることは制度趣旨に反する」（「逐条解説 e-文書法」内閣官房情報通信技

術 (IT) 担当室編集 ぎょうせい 2005 年 8 月 30 日  
発行 26 頁) と明言された。

電子文書法の施行により、我が国の文書の保存を求めていた極めて多数の関係法令は逐次改正され、会社法施行規則も改正された (会社法施行規則 第 7 編 第 4 章 電磁的方法及び電磁的記録等が追加された)。

この結果、従来通り書面の保存を行い、倉庫に積み上げて行く従来の方式に加えて、それらの書面をスキャンしてコンピュータに取り込むかたちで電子化して電子化文書としてサーバ内に保管管理する方式 (電子化文書の方式) が認められ、そして、最初から最後までデジタルで完結させたボーンデジタルの「電磁的記録」による管理を行う方式もあり、3通りの方法が成り立つ結果となった。

そして電子化文書としての取扱いの方式と、電磁的記録による取扱いの方式は、デジタルデータの管理として何らの障害もなく、連携されることとなり、融合することになった。こうして電子データとしての一元管理、検索システムの構築が可能となり、二重投資を必要とするような無駄がなくなり、かつ検索等による業務効率化は急速に進む可能性を持つに至った。

このように、紙の文書の保存に代えて、電子化して保存することが認められ、「電子化文書や IT の活用をさらに促し、企業競争力を高める」 (経済産業省) と宣言されたのだが、電子文書法の施行によっても、電子化や電磁的記録の活用は必ずしも飛躍的な形で進むことはなく、紙の文化が根強く残る結果となった。

しかし、IT とネットワークの広がりと進展は著しく、会社実務へも大きく影響し続け、新しいサービスを受け入れる基礎ができあがってきたのである。

(以下、取締役会議事録電子化の基盤整備、条件の充足について検討する。)